第一部 計画の基盤

- 第1章 計画の基本的な考え方
- 第2章 渋谷区の高齢化の動向と高齢者像
- 第3章 前期計画の実績と課題

第 1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定にあたって

(1) 背景

わが国の総人口は、約1億2,700万人で、平成21(2009)年をピークに10年連続で減少している状況にあります。この減少傾向は今後も続き、令和7(2025)年に人口1億2,254万人、令和22(2040)年に人口1億1,092万人、令和37(2055)年には1億人を割り込み、9,744万人となると推計されています。

一方、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向にあり、「団塊の世代」が75歳以上になる令和7 (2025)年には3,677万人、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22(2040)年過ぎには3,900万人台でピークを迎え、高齢化率は令和7 (2025)年に30.0%、令和22(2040)年に35.3%となることが見込まれています。

渋谷区の総人口は、依然として増加傾向が続いており、令和2(2020)年10月1日現在で23万人を超えています。総人口の増加とも相まって高齢者人口も増加していますが、それ以上に15~64歳人口の増加幅が大きいため、高齢化率は低下傾向にあり、令和2(2020)年10月1日現在で18.7%です。ただし、近年は、高齢者人口のうち、65~74歳の前期高齢者数を、75歳以上の後期高齢者数が上回るようになり、令和4(2022)年には、後期高齢者数が総人口の10%を超える見通しです。

(2) 第7期計画の主な実績と課題(詳細についてはP.20~31参照)

渋谷区の第7期計画(2018年度~2020年度)では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、 高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や制度の持続可能性を確保することに配慮して、主に下記のような施策を推進しました。

①地域で支えあう体制づくり

高齢者、障がい者、児童等が日常生活で触れ合いながら共生できる場、機会の創出の実現を目指し、地域包括支援体制の充実や権利擁護の推進等の施策を実施した結果、閉じこもり該当割合はやや低下したものの、相談相手がいない高齢者が未だ約3割に上るため、地域で高齢者がつながる仕組みづくりをさらに推進していく必要があります。

②認知症高齢者等の支援の充実

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる地域を目指し、認知症啓発事業の充実や、認知症支援コーディネーター等を活用し、早期発見・早期対応する仕組みを整えましたが、認知症の相談窓口を知っている高齢者の割合は4人に1人にとどまっています。地域で広く認知症に関する正しい知識や情報の普及啓発を行い、認知症になっても安心して暮らせる社会の実現にさらに取り組む必要があります。

第1章

③介護予防・自立生活支援の充実

介護予防事業を充実させ、生きがいづくりや社会参加の支援を行うことで、自立支援・重度化防止の視点で高齢者の地域生活を支えることを目指し、各種運動事業を実施するとともに、元気な高齢者の社会活動への参加を促進するため、渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツを設置しました。

今後は、地域活動に参加するだけではなく、住民主体で運営される継続性のある通いの場づくりの推進をする必要があります。

(3) 第8期計画の策定にあたって

「第8期渋谷区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」では、第7期計画での施策と 実績、達成度合い等を踏まえて見直しを図り、継続する課題に対して施策をさらに推進して いく必要があります。

また、「団塊の世代」が75歳以上になる令和7(2025)年だけでなく、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に人口構造が変化し、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22(2040)年までを見通した上で、施策の展開を図る必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会情勢の変化は、住民生活にも大きな 影響を与え、新たな課題も生まれてきました。

第8期計画は、このような課題や高齢者を取り巻く社会情勢の変化を見極めながら、人口構造が大きく変化する2025年・2040年を念頭に、地域の中長期的ニーズを見据え、高齢者一人ひとりが必要な支援や介護サービスを受けることができ、いつまでも安心して暮らしていける地域を目指し、策定するものです。

本計画の策定にあたっては、福祉・保健・医療の各分野の専門家や被保険者の代表者の委員から構成される「渋谷区介護保険事業計画等作成委員会」(以下「作成委員会」という。) により、第7期計画の検証も含め十分に審議を行いました。

また、「中間のまとめ」に関する説明会やパブリック・コメント制度では、区民の皆様から多くの意見や要望を頂きました。いただいた意見等については、十分に検討を行い計画に反映させるとともに、課題については、第8期計画における各施策を展開していく中でも、検討を継続していきます。

2 計画の性格と位置づけ

(1)計画の性格と位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者福祉施策の基本的方向性や今後取り組むべき具体的施策、確保すべき保健・福祉サービスの目標量を定めるとともに、目標量の確保のための方策や関係機関の連携体制の在り方について定めるものです。

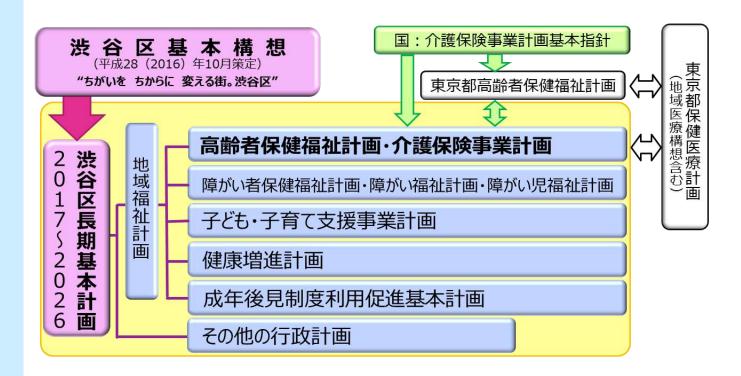
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、要介護・要支援者や要介護・要支援者となるリスクのある高齢者が介護保険等のサービスを利用できるよう、対象サービスの種類やサービスの見込み量を定め、保険給付及び地域支援事業の円滑な実施を確保するために定めるものです。

両計画は、根拠となる法律は異なるものの、地域での高齢者の自立した生活を支えるという目的を共有しており、双方の整合性を保ちながら推進していくために、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的な計画として策定するものです。

(2) 他の計画との整合性

本計画は、国や都の高齢者施策や計画等と整合性を図りながら、「渋谷区長期基本計画 2017-2026」が掲げる理念や目標をもとに、渋谷区における高齢者福祉の総合的な計画としての目標、具体的施策等を示したものです。また、本計画の期間中、渋谷区では新たに福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」を策定する予定です。

■他の計画との関係



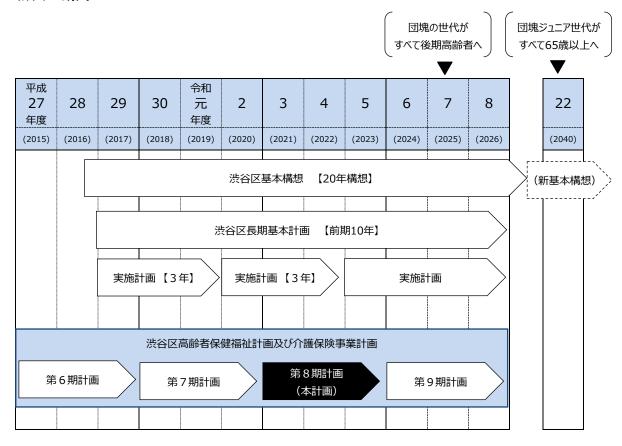
第1章

(3)計画の期間

第8期計画は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和5(2023)年度を最終年度とする3か年計画とします。

また、「団塊の世代」が75歳以上になる令和7(2025)年や、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22(2040)年度の社会保障制度を展望しながら、中長期的な視点で計画を策定します。

■計画の期間



3 計画策定のための取組

(1) 区民参加による意見の反映

第8期の計画策定にあたり、令和2(2020)年6月に福祉・保健・医療の各分野の専門家や被保険者の代表者等、28名の委員で構成される「作成委員会」を設置し、区長より第8期渋谷区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のための基本的方向について諮問しました(新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面開催による設置及び諮問)。

作成委員会では、令和 2 (2020)年11月までに「中間のまとめ」のとりまとめを行うとともに、「中間のまとめ」に関する説明会やパブリック・コメント制度による意見募集等を通じて、区民の意見や要望を十分に反映できるように努めました。

■ 説明会の概要

開催日	令和 2 年12月 1 日(火)、 4 日(金)、 7 日(月)、11日(金)		
門/出担示	渋谷区役所、初台区民会館、地域交流センター恵比寿、		
開催場所	幡ヶ谷区民会館		
主な内容	「中間のまとめ」の概要説明、質疑応答		
参加者数	延べ63人		
渋谷区役所高齢者福祉課YouTube公式アカウントにて			
その他	「中間のまとめ」の概要説明動画を公開		

■ パブリック・コメントの実施概要

募集期間	令和 2 年12月 1 日(火)~令和 2 年12月25日(金)
主な内容	「中間のまとめ」に対する意見募集
	「中間のまとめ」を高齢者福祉課、介護保険課、経営企画課窓口、
公表方法	区政資料コーナー、区内出張所及び地域包括支援センター等で公表
	するとともに、しぶや区ニュース、区ホームページにて概要を掲載
提出方法	郵送、ファックス、電子メール、区公式LINEアカウント、持参
意見提出数	7 人(63件)
思兄挺山奴	郵送2人、ファックス2人、電子メール2人、持参1人

第1章

(2) 各種調査の実施

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するにあたっては、高齢者の生活の実態や介護保険サービスの利用・給付状況を把握する必要があります。また、介護保険サービス提供事業者が提供するサービス内容等の実態と課題の把握も必要です。

そのため、令和元(2019)年度に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」、「介護サービス事業所調査」を実施しました。

調査の概要は、下記のとおりとなっています。

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象者	令和元年10月1日現在、要介護認定者及び施設入所者を除く65	
<u> </u>	歳以上の区民	
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	令和元年11月27日~12月20日	
調査対象者数	2,500人	
有効回収数	1,327人	
有効回収率	53.1%	

■在宅介護実態調査

調査対象者	令和元年10月1日現在、施設入所者を除く要介護認定を受けて	
	いる区民	
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	令和元年11月27日~12月20日	
調査対象者数	1,500人	
有効回収数	757人	
有効回収率	50.5%	

■介護サービス事業所調査

調査対象	渋谷区内の全介護保険サービス提供事業者
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和元年11月27日~12月20日
調査票配布数	205事業所
有効回収数	102事業所
有効回収率	49.8%

4 日常生活圏域

(1)日常生活圏域の設定

平成18(2006)年4月の介護保険法の改正により、各区市町村においてその住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、さらに介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況を総合的に勘案して、日常生活圏域を定めることとされています。

渋谷区では、区民の身近な地域に根ざした高齢者保健福祉施策及び介護保険事業を推進・展開していくために、地域包括支援センターを11地区体制とし、日常生活圏域を「東部地区」、「西部地区」、「南部地区」、「北部地区」の4圏域としています。

日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを統括し、総合的に支援する機能強化型地域 包括支援センターを4か所設置しています。(★印=機能強化型地域包括支援センター)

■日常生活圏域



※令和 3 (2021)年 4 月 1 日地域包括支援センターパールは、恵比寿西二丁目地域包括支援センターへ 令和 3 (2021)年 5 月 1 日大向地域包括支援センターは、かんなみの杜・渋谷地域包括支援センターへ移転予定

第1章

(2) 各日常生活圏域の特徴

東部地区

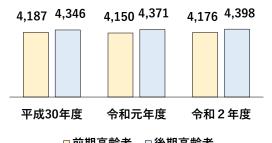
認定率

- ○全体として緑地に恵まれた地域です。原宿駅周辺をはじめ、ファッションや渋谷区らしい 生活文化を創造・発信してきました。
- ○渋谷駅中心地区と渋谷駅周辺では再開発も進んでおり、文化発信の地として、進化を続け るエネルギッシュなエリアです。

1 地域の人口 (令和2年10月1日現在)

	男性	女性	計
0~14歳	2, 290人	2, 191人	4, 481人
15~64歳	16,060人	15, 266人	31, 326人
65~74歳	1,969人	2, 207人	4, 176人
75歳以上	1,589人	2,809人	4, 398人
合計	21,908人	22, 473人	44, 381人

2 高齢者人口の推移



□前期高齢者 □後期高齢者

要支援・要介護認定状況 (65歳以上) (令和2年9月末現在)

男性 女性 全体 認定者数 485人 1,578人 1,093人

21.8%

※認定率=認定者数男・女/圏域別65歳以上人口男・女

13.6%

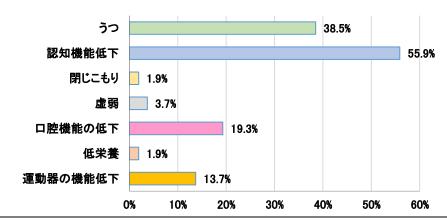
4 75歳以上のひとり暮らしの高齢者 (令和元年9月調査)

ひとり暮らしの高齢者数	1,038人
ひとり暮らし高齢者の割合	23. 8%

※施設入所等を除く

5 リスク判定結果等 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

18.4%



地域包括支援センター	3	通所系サービス事業所	5
特別養護老人ホーム	1	訪問系サービス事業所	25
介護老人保健施設・療養型医療施設	1	認知症グループホーム	0
有料老人ホーム(サ高住含む)	2	(看護)小規模多機能型居宅介護	1
居宅介護支援事業所	15	定期巡回·随時対応型訪問介護看護	0

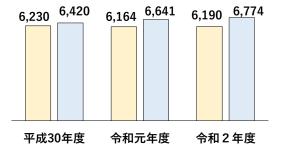
□ 西部地区 □

- ○ダイバーシティならではの、個性豊かな公園や学びのスポットが満載なエリアです。
- ○都内のオアシス、代々木公園をはじめ、緑豊かなエリアで、スポーツやアート等個々の個性を伸ばせるさまざまなコミュニティ施設もあります。

1 地域の人口 (令和2年10月1日現在)

	男性	女性	計
0~14歳	4, 479人	4, 368人	8,847人
15~64歳	25,862人	27, 880人	53, 742人
65~74歳	2, 913人	3, 277人	6, 190人
75歳以上	2, 455人	4, 319人	6, 774人
合計	35, 709人	39,844人	75, 553人

2 高齢者人口の推移



□前期高齢者 □後期高齢者

3 要支援・要介護認定状況(65歳以上) (令和2年9月末現在)

	男性	女性	全体
認定者数	746人	1, 799人	2,545人
認定率	13. 9%	23. 7%	19.6%

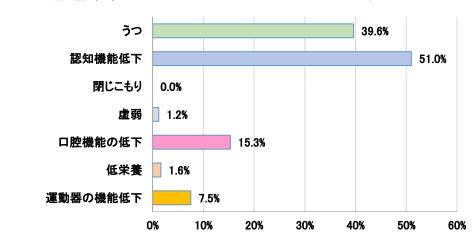
※認定率=認定者数男・女/圏域別65歳以上人口男・女

4 75歳以上のひとり暮らしの高齢者 (令和元年9月調査)

ひとり暮らしの高齢者数	1, 518人
ひとり暮らし高齢者の割合	23. 4%

※施設入所等を除く

5 リスク判定結果等 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)



地域包括支援センター	3	通所系サービス事業所	13
特別養護老人ホーム	4	訪問系サービス事業所	22
介護老人保健施設・療養型医療施設	0	認知症グループホーム	1
有料老人ホーム(サ高住含む)	5	(看護)小規模多機能型居宅介護	1
居宅介護支援事業所	12	定期巡回·随時対応型訪問介護看護	1

第1章

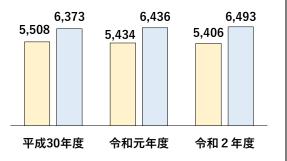
南部地区 🗆

○休日を楽しむ人が訪れるスポットも多く、ここに住みたいと思わせるどこか懐かしく、落 ち着いた雰囲気もあります。古き文化と新しい文化が融合した街があるエリアです。

地域の人口 (令和2年10月1日現在)

	男性	女性	計
0~14歳	3,356人	3, 246人	6,602人
15~64歳	19, 958人	21,754人	41,712人
65~74歳	2, 463人	2, 943人	5, 406人
75歳以上	2,341人	4, 152人	6, 493人
合計	28, 118人	32,095人	60, 213人

2 高齢者人口の推移



□前期高齢者 □後期高齢者

要支援・要介護認定状況(65歳以上)

(令和2年9月末現在)

	男性	女性	全体
認定者数	685人	1, 723人	2, 408人
認定率	14. 3%	24. 3%	20. 2%

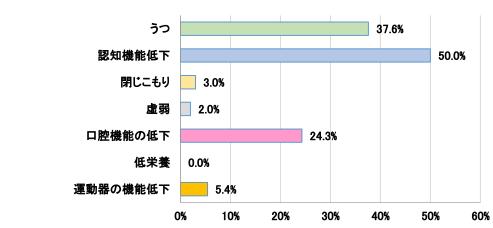
※認定率=認定者数男・女/圏域別65歳以上人口男・女

4 75歳以上のひとり暮らしの高齢者 (令和元年9月調査)

ひとり暮らしの高齢者数	1,563人
ひとり暮らし高齢者の割合	24. 5%

※施設入所等を除く

5 リスク判定結果等 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)



地域包括支援センター	3	通所系サービス事業所	11
特別養護老人ホーム	2	訪問系サービス事業所	26
介護老人保健施設・療養型医療施設	2	認知症グループホーム	2
有料老人ホーム(サ高住含む)	3	(看護)小規模多機能型居宅介護	0
居宅介護支援事業所	13	定期巡回·随時対応型訪問介護看護	0

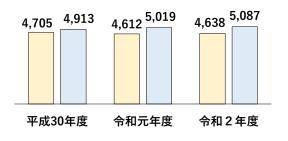
□ 北部地区 □

○渋谷区内では人口の多いエリアで、昔ながらの商店街が多く残っています。どこかノスタルジックな雰囲気が漂う、その街並みは、人々にやすらぎを与えています。

1 地域の人口 (令和2年10月1日現在)

	男性	女性	計	
0~14歳	2, 285人	2, 157人	4, 442人	
15~64歳	18, 788人	17, 796人	36, 584人	
65~74歳	2, 278人	2,360人	4, 638人	
75歳以上	1,887人	3, 200人	5, 087人	
合計	25, 238人	25, 513人	50, 751人	

2 高齢者人口の推移



□前期高齢者 □後期高齢者

3 要支援・要介護認定状況(65歳以上) (令和2年9月末現在)

	男性	女性	全体
認定者数	667人	1, 332人	1,999人
認定率	16.0%	24.0%	20.6%

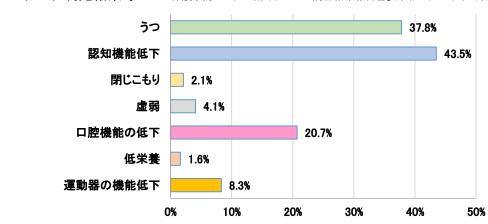
※認定率=認定者数男・女/圏域別65歳以上人口男・女

4 75歳以上のひとり暮らしの高齢者 (令和元年9月調査)

ひとり暮らしの高齢者数	1, 297人
ひとり暮らし高齢者の割合	26.0%

※施設入所等を除く

5 リスク判定結果等 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)



地域包括支援センター	2	通所系サービス事業所	10
特別養護老人ホーム	2	訪問系サービス事業所	13
介護老人保健施設・療養型医療施設	0	認知症グループホーム	3
有料老人ホーム(サ高住含む)	2	(看護)小規模多機能型居宅介護	0
居宅介護支援事業所	11	定期巡回·随時対応型訪問介護看護	0

第1章

5 介護保険法等改正のポイント

第7期計画では、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する 法律」により、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護保険の持続可能性の確保を図るた め、関係法令・制度の改正や整備が行われました。

第8期計画策定にあたっては、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する区市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護データ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等が行われます。

	改正の主な内容
1. 地域住民の複雑化・複合化した 支援ニーズに対応する市町村の包 括的な支援体制の構築の支援	市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の 抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事 業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の 整備を行う。
2. 地域の特性に応じた認知症施策 や介護サービス提供体制の整備等 の推進	 ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。 ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。 ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進	 ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。 ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護 DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。 ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化	① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
5. 社会福祉連携推進法人制度の 創設	社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や NPO 法人等を社員として、 相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

第 2 章 渋谷区の高齢化の動向と高齢者像

1 高齢者人口と高齢者世帯の状況

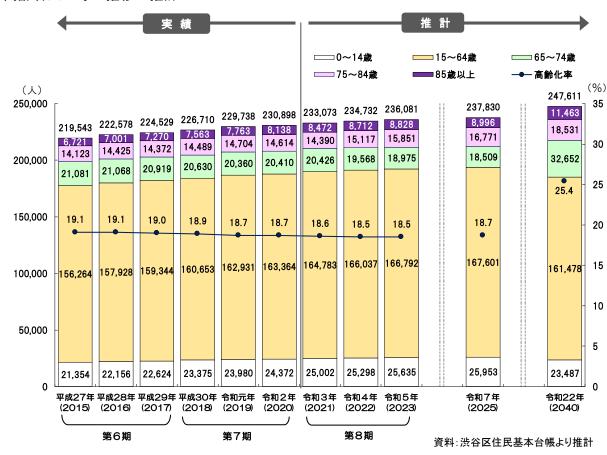
(1) 高齢者人口等の推移

渋谷区の総人口は増加傾向にあり、令和 2 (2020)年10月 1 日現在で230,898人となっています。65歳以上の高齢者人口も増加していますが、15~64歳人口の増加幅が大きく、高齢化率は低下傾向でした。第 8 期計画期間にあたる令和 3 (2021)年度~令和 5 (2023)年度、そして、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 (2025)年は、15歳~64歳人口の増加幅がやや弱まり、高齢化率は現在の水準を維持していくと見込んでいます。

なお、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22(2040)年には、高齢化率が約25%まで上昇すると見込まれます。

また、認知症高齢者¹は、令和 2 (2020)年 9 月末現在で約5,000人です。認知症高齢者数は高齢者人口の増加に伴い、今後も増加を見込んでおり、令和 7 (2025)年には5,500人を超える見通しです。

■高齢者人口等の推移・推計



^{1 「}認知症高齢者の日常生活自立度(認知症の高齢者にかかる介護の度合いを分類したもの)」Ⅱ以上の高齢者 (要介護認定申請を行なっていない認知症高齢者は含まれない)

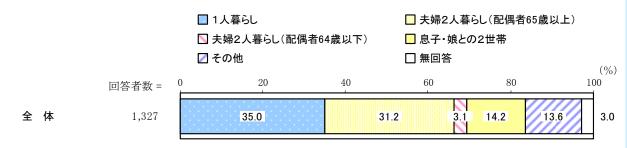
第2章

(2) 高齢者世帯の状況

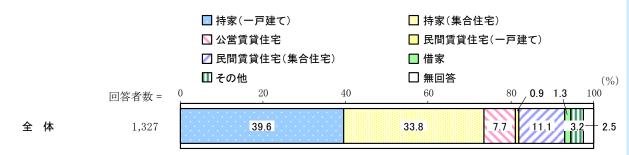
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」によると、要介護者を除く高齢者世帯では、「ひとり暮らし」が35.0%と最も高く、次いで「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」の割合が31.2%、「息子・娘との2世帯」の割合が14.2%となっています。

住宅の所有状況では、「持家(一戸建て)」が39.6%と最も高く、次いで「持家(集合住宅)」が33.8%、「民間賃貸住宅(集合住宅)」が11.1%となっています。世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯で「賃貸住宅」(借家を含む)の合計が約4割と高くなっています。

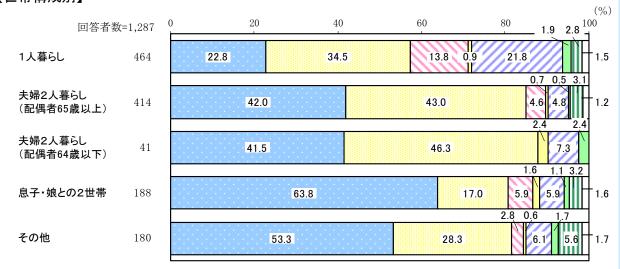
■高齢者の世帯状況(家族構成)



■高齢者の住宅所有状況



【世帯構成別】



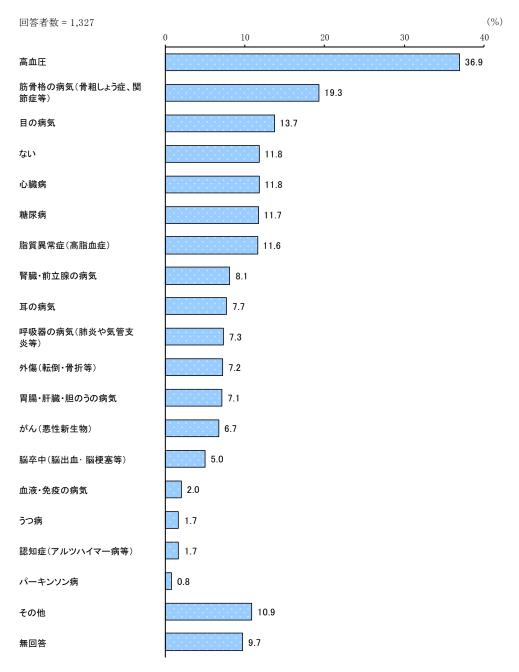
資料:「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

2 渋谷区の高齢者像

(1)健康・介護予防に関する状況

現在治療中、または後遺症のある病気として、回答が最も高かったのは、「高血圧」の36.9%で、次いで「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」で19.3%、「目の病気」で13.7%、「心臓病」で11.8%、「糖尿病」で11.7%、「脂質異常症(高脂血症)」で11.6%等となっており、目の病気を除くと生活習慣病が多くなっています。

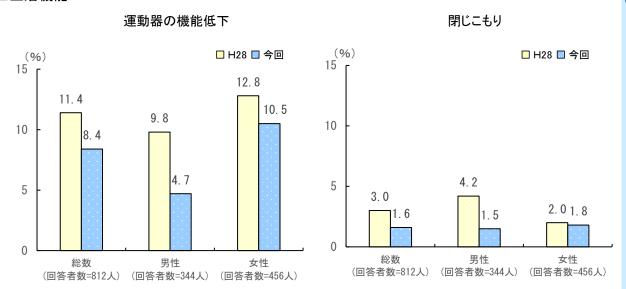
■現在治療中、または後遺症のある病気



資料:「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

生活機能低下の有無を判断するためのチェックリストの結果をみると、要支援認定を受けていない調査対象者で「運動器の機能低下」に該当する方は8.4%、「閉じこもり」に該当する方が1.6%となっています。これを平成28(2016)年度に区で実施した結果と比較すると、男女ともに、該当割合が前回の調査結果を下回っており、認定を受けていない高齢者の生活機能が向上していることがうかがえます。

■生活機能

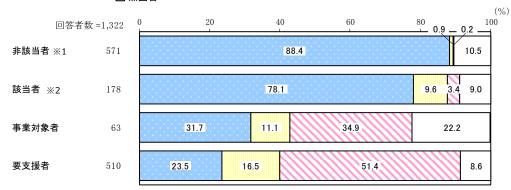


資料:「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

また、介護・介助の必要性に関する設問に対する回答をみると、チェックリストの主な項目に該当する者(該当者)では、9.6%が「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」、3.4%が「現在、何らかの介護を受けている」と回答しています。一方、要支援者でも23.5%は「介護・介助は必要ない」としています。

■介護・介助の必要性

- 介護・介助は必要ない
- □ 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
- □ 現在、何らかの介護を受けている(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)
- □ 無回答



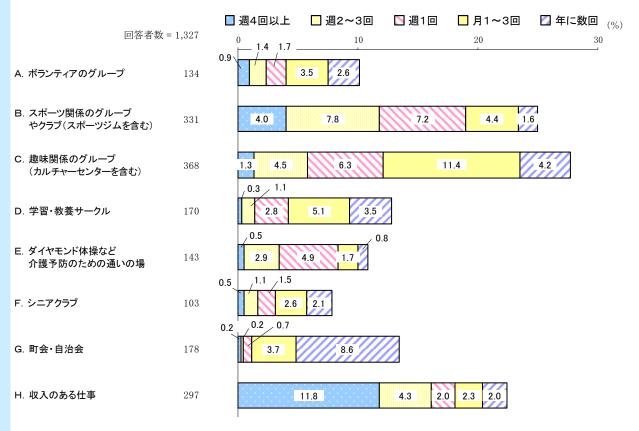
- ※1 一般高齢者のうち該当者以外の者
- ※2 一般高齢者のうち基本チェックリストの運動・栄養・口腔・虚弱・閉じこもり・認知機能・うつの いずれかに該当すると判定された者

資料:「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

(2)地域・社会活動に関する状況

会・グループ活動への参加状況では、「趣味関係のグループ」への参加が最も高く、「スポーツ関係のグループやクラブ」、「収入のある仕事」等が続いています。

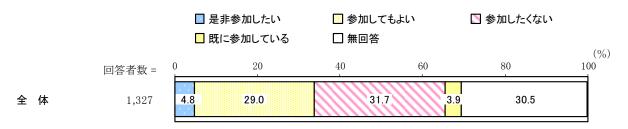
■会・グループ活動への参加状況



資料:「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

今後、会・グループ活動に参加者として参加してみたいかについてみると、「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計が33.8%となっている一方で、「参加したくない」も31.7% みられます。

■参加者としての会・グループ活動への参加意向



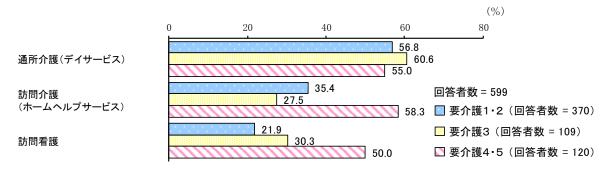
資料:「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

第2章

(3)介護の状況

主な介護保険サービスの利用状況のうち、在宅要介護者の利用率が比較的高い3つのサービス利用について要介護度別にみると、要介護4・5で「訪問介護(ホームヘルプサービス)」と「通所介護(デイサービス)」の利用率が高くなっています。

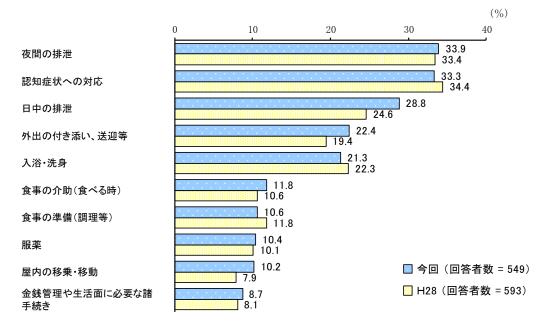
■主な介護保険サービスの利用状況



資料:「在宅介護実態調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等をみると、「夜間の排泄」が33.9%と最も高く、次いで「認知症状への対応」が33.3%、「日中の排泄」が28.8%となっています。

■主な介護者の方が不安に感じる介護等(上位10項目 抜粋)



資料:「在宅介護実態調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

第3章一前期計画の実績と課題

第7期計画における「施策の柱」ごとに展開してきた事業を評価し、併せて統計データや 各種調査結果から、現状と課題を整理しました。

1 地域で支えあう体制づくり(地域共生社会の実現)

地域づくりのための協議体の拡充、生活支援コーディネーターを活用した関係者のネットワーク化、新たな地域包括支援の仕組みづくりの検討等、地域包括支援体制の充実を図りながら、高齢者、障がい者、児童等が日常生活で触れ合いながら共生できる場、機会の創出の実現を目指しました。

この柱の成果を区民の状態像や意識変容の視点等から把握したところ、閉じこもり該当割合はやや減りました。しかし、何かあったときに相談する相手として「地域包括支援センター・区役所」の割合が21%となっているものの、「そのような人はいない」の割合が約30%となっているため、地域で高齢者がつながる仕組みづくりや取組をさらに推進していく必要があります。

(1) 地域包括支援体制の充実

恵比寿西二丁目複合施設(区営住宅、保育所、高齢者や障がい者のグループホーム等)の整備や在宅療養支援ショートステイの安定的な運用といった設備面での充実を図りました。

また、階層別の地域ケア会議を充実させたことにより、個別課題の解決機能強化や地域包括支援ネットワークの構築につながりました。

一方で、セーフティネット見守りサポート事業の協力員の高齢化及び後継者不足やふれ あい・いきいきサロンの運営者の高齢化等、担い手の確保の課題が顕在化してきました。

(2) 地域包括支援センターの機能強化

機能強化型地域包括支援センターを中心に圏域ごとに協働し、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。在宅医療相談窓口や認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター等と連携することにより地域包括支援センターの機能強化を図っており、今後も引き続き多職種連携の強化や相談力の向上を目指します。

また、高齢者虐待対応における区と地域包括支援センターとの連携方法の見直し・改善を行いました。今後も虐待事案の対応として、例えば民生児童委員や見守りサポート協力員等と連携し、地域の高齢者の生活状況の把握に努め、虐待に発展する前に地域包括支援センターが支援を行う等、発生防止に努めていく必要があります。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

関係各所との連携を強化していることから、在宅医療に関する延べ相談件数は減少していますが、医療機関等からの入退院支援に関する相談の割合が増えています。今後は相談機能の強化とともに、その定着度を高めていく必要があります。

(4) 健康づくりへの支援

新しく取り組んだ歯科医師会の摂食機能低下予防支援事業については、相談体制を構築しましたが、糖尿病性腎症重症化予防指導事業については、今後も医師会等関係機関と意見を交換しながら協力体制を確保していく必要があります。

また、特定健康診査・特定保健指導をはじめとした各種健診や保健指導については、受診率や実施率を向上させるとともに、高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細かな支援を効果的かつ効率的に実施するために、保健事業と介護予防を一体的に実施していくことが重要となってきます。

(5) 権利擁護の推進

成年後見制度の利用者がメリットを実感できるように施策を推進するため、また、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりのため、令和 2 (2020)年度に「渋谷区成年後見制度利用促進基本計画」を新たに策定しました。

令和元(2019)年度に行った成年後見制度に係る区民ニーズ調査等により、成年後見制度 利用に対する区民の理解が十分ではない等の課題があることが分かりました。そのため、更 なる成年後見制度の周知・普及等に取り組んでいきます。

2 認知症高齢者等の支援の充実

国の「新オレンジプラン」の基本的な考え方(認知症の普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を踏まえ、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目指しました。

この柱の成果を区民の状態像や意識変容の視点等から把握したところ、様々な認知症高齢者等の支援の充実を図ったものの、平成28(2016)年度と比較して認知機能低下該当割合や認知機能障害程度リスク者割合が増加しています。今後の高齢者人口の増加を踏まえると、認知症高齢者は益々増加すると予想されるため、より一層の支援の充実が必要です。

また、要介護者が抱えている病気、主な介護者が不安に感じる介護については、共に「認知症」の割合が高い一方で、要介護認定を持たない高齢者のうち「認知症」に関する相談窓口を知っている人の割合は24.5%にとどまっています。認知症は誰もが関わる可能性がある身近な症状です。症状の有無や年齢で限定せず、地域で広く認知症に関する正しい知識や情報の普及啓発を行い、認知症の早期発見・対応、認知症になっても安心して暮らせる社会の実現に取り組む必要があります。

(1) 認知症の進行状況に応じた多様な支援の実施

既存サービスである「見守りキーホルダー」や「おかえりサポートメール」の登録者数は着実に増えています(保護につながった件数 平成30(2018)年度7件、令和元(2019)年度8件)。

今後もサービスの周知を継続し、登録者数の増加や効果的な活用を図っていく必要があります。

また、認知症地域支援推進員が中心となり、当事者が抵抗なく受け入れやすく、かつ、最新の内容に改訂した「ものわすれのしおり」(認知症ケアパス)は、認知症に関する様々な情報を提供するツールとして引き続き普及啓発に役立てていきます。

(2) 認知症予防施策と早期発見できる仕組みの充実

地域包括支援センターが中心となって民生児童委員、安心見守りサポート協力員等と連携を図り、認知症初期症状を示し始めている高齢者の早期発見につなげています。

また、必要に応じて認知症地域支援推進員、認知症支援コーディネーター、認知症相談協力医等を活用して認知症初期集中支援チームによる早期対応を実施するとともに、認知症疾患医療センター等と連携することにより医療や介護サービスへつなげています。

今後は、早期発見・早期対応を行う仕組みの一つとして、認知症検診や認知症予防プログラムを実施することで、より充実した支援を図っていきます。

(3) 認知症の啓発事業の充実

「認知症フォーラム」や「認知症なっても展」を実施したところ、参加者の満足度も高く、 参加者数も増加傾向にあることから、引き続き、企画内容の充実を図ります。

また、「認知症サポーター」を養成する認知症サポーター養成講座について、地域包括支 援センター主催講座だけでなく、企業や団体等からの講座開催申込みも順調に受け付け ており(平成30(2018)年度38件、令和元(2019)年度58件)、着実にサポーター数が増えてい ます(令和2(2020)年9月30日現在17,766人)。

今後はまだ関心が低いと思われる子育て世代へのアプローチを行なっていく必要があり ます。

(4) 認知症高齢者、家族等の支援

若年性認知症カフェを含む認知症カフェの開設(増設)、若年性認知症対応型デイサービス 等計画よりも前倒しで事業を実施し支援策を着実に推進しました。引き続き、医療・介護等 の関係機関へ周知を行い、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員のコーディネー トのもと支援体制の充実を図ります。

また、各地域包括支援センターが開催している介護者リフレッシュ交流会は、テーマをエ 夫することにより介護者の精神的ストレスの軽減の場として定着しており、今後もより多 くの介護者に参加していただくために、周知方法の改善や事業者等に認識してもらうと いった工夫をしていきます。

3 介護予防・自立生活支援の充実

高齢者の健康づくり事業、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。) や介護予防事業を充実させ、生きがいづくりや社会参加等の支援を行うことにより、自立支援・重度化防止の視点で高齢者の地域生活を支えることを目指しました。

この柱の成果を区民の状態像や意識変容の視点から把握したところ、運動器の機能低下の該当割合が平成28(2016)年度と比較して低下しました。

地域活動に参加者として参加してみたいかについては、「是非参加したい」と「参加してもよい」の割合が33.8%となり、地域活動への参加を促すだけではなく、地域活動の立ち上げの支援を行うことで、住民主体で運営される継続性のある通いの場づくりを推進する必要があります。

また、関心の高いスマートフォン・タブレットの講座の充実、渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ事業の拡充等、人生100年時代を見据えた渋谷らしい新たな地域参加の取組を展開していく必要があります。

(1) 介護予防施策の充実

ポールウォーキング教室や高齢者健康トレーニング教室、口腔機能向上事業等、多様なプログラム構成を実施しました。多くの事業では毎回定員を満たしていましたが、参加者が少ない事業については、他事業との連携や周知を一層強化していく必要があります。

また、ポールウォーキング教室では住民主体の自主グループが立ち上がったように、今後はこうした住民主体の活動をさらに推進するための支援が課題です。

(2) 生活支援サービスの拡充

生活支援コーディネーターについては延べ4名配置し、協議体については第1層協議体を1か所、第2層協議体を7か所設置しました。今後は協議体の活動を活発化し、地域ニーズと関係団体とのマッチングや関係団体間でのネットワーク構築等、具体的な活動を充実させる必要があります。

また、総合事業によるサービスや高齢者の日常生活を支援する福祉サービスについては、 サービスの担い手の確保を進めながら、在宅での生活を続ける高齢者の需要に今後も安定 して応えられるよう事業を継続していく必要があります。

(3) I C Tやロボット技術等の活用の推進

平成31(2019)年3月に特別養護老人ホーム美竹の丘・しぶやで見守り支援システムを導入し、職員の携帯するスマートフォン上で内線・ナースコール・介護カルテシステムと連動するシステムの運用を開始しました。夜間の見守りや生活状態の把握において効果的に活用できており、安全性の向上や職員の負担軽減につながっています。今後は導入施設での検証を行いながら、引き続き、新規開設予定の施設等への導入を検討します。

(4) 社会参加と生きがいづくりの支援

元気な高齢者の社会活動への参加を促進するため、区の事業、地域活動等に係る生涯活躍 の推進に関する情報提供を行い、「学ぶ」・「はたらく」を通じた生涯活躍につなげる機会の 提供を行う「渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ」を設置しました。今後は令和元(2019) 年10月に開校した区内の大学、企業等との連携講座による「渋谷ハチコウ大学」の充実と 人生100年時代を見据えた渋谷らしい取組である「はたらく」・「つながる」の分野における 事業の本格展開が課題です。

また、シニアいきいき事業の参加者は増加傾向にあるものの、シニアクラブ活動の会員数 は減少傾向にあります。今後は、フレイル予防に応じた活動を行い、新規参加者や会員数を 増やしていく必要があります。

4 基盤整備

在宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスといった区民のニーズに応えられるような多様な介護保険サービスの基盤整備を目指しました。

この柱の成果を整備状況と区民の意向の視点等から把握しました。

令和3(2021)年3月開設の恵比寿西二丁目複合施設に認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備しました。さらに、令和3(2021)年5月には特別養護老人ホーム渋谷区かんなみの杜・渋谷(84床)を開設しますが、引き続き整備を検討する必要があります。

一方で、今後は区内の特別養護老人ホームの床数を継続的に確保するため、老朽化した施設の大規模改修を計画・実施していく必要があります。

さらに、新しい介護保険サービスの利用意向では、通所を中心に、利用者の選択に応じて 訪問や泊まりを組み合わせて提供するサービスやそれに訪問看護を組み合わせた複合サー ビスの利用意向が高く、圏域別にみると、特に東部圏域と南部圏域で高いことから、恵比寿 西二丁目複合施設の看護小規模多機能型居宅介護事業所の今後の利用状況等を踏まえ、区 内のサービス需要を検討する必要があります。

(1) 特別養護老人ホーム等の充実

一部誘致の進まなかったケースがあるものの、区立施設については、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームをおおむね計画通り整備しました。今後は、整備した施設の安定した利用率の維持、利用者への満足度の向上を課題として適切な施設運営・管理が求められます。

一方で、都市型軽費老人ホームや有料老人ホームの誘致については、事業者から情報収集 を行い、今後の整備数について検討していく必要があります。

(2) 在宅(居宅) サービスの充実

恵比寿西二丁目複合施設が令和 3 (2021)年 3 月に開設したことで、区内初の看護小規模 多機能型居宅介護事業所の設置となります。それに伴い、利用者やケアマネジャーへ事業を 周知するとともに今後の利用状況等を踏まえ、区内でのサービス必要量を検討していく必 要があります。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、引き続きニーズを把握し、 整備を検討していきます。

(3) 人材育成の支援

介護職員初任者研修の受講料補助により人材確保対策を行なってきましたが、さらなる 支援のために介護職員の質の向上や安定的な介護人材の定着のための取組が必要です。

また、介護支援専門員等研修会は、参加者の多い「認知症なっても展」を活用した開催や「障がい者福祉」をテーマとして取り上げる等、新たな取組を行いました。各回とも100人近い参加があり、関心の高さがうかがえます。今後も時流に沿ったテーマを設定する工夫が必要です。

第3章

(4) バリアフリーの推進

渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画における渋谷駅周辺地区の 公共交通機関、建築物、道路、公園等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。

また、歩道のバリアフリー化等については、オリンピック・パラリンピック競技場周辺の 重点整備区間の補修を実施しましたが、依然として、劣化による破損等が見受けられるた め、引き続き補修を行なっていく必要があります。

5 介護保険事業の安定した運営

国が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に従い、団塊の世代が75歳以上になる令和7(2025)年を見据えながら、介護サービスの利用量、保険給付費等を算出するとともに、事業の円滑な運営のための取組を講じて、介護保険制度の持続可能性を高めることを目指しました。

この柱の成果を介護の質という観点に立ち、事業所の視点等から把握しました。

介護職員数の不足について、「やや不足している」と「不足している」を合わせた割合が 65.7%でした。

研修・教育に関しては、「人材育成のための時間がない」と「指導出来る人材が少ない、 またはいない」の割合が高い状況でした。

介護人材の確保に向けては、元気高齢者や外国人等介護人材のすそ野を広げる取組を進めていくことが期待され、介護職員の育成のために研修はより受講しやすく実践的な内容となるよう充実化を図り、介護職員の育成とサービスの質の向上を目指す必要があります。

(1) 第1号被保険者数及び要介護(要支援)認定者数

①第1号被保険者数

令和元(2019)年の第1号被保険者数は43,446人で、平成27(2015)年の42,467人に比べ979人(約2.3%)増加しています。前期高齢者と後期高齢者別に平成27(2015)年と令和元(2019)年を比較すると、後期高齢者が約7.8%(1,666人)の増に対し、前期高齢者は約3.3%(687人)の減少となっています。

平成30(2018)年と令和元(2019)年は、ともに全体数、前期高齢者数、後期高齢者数のすべてで見込みより低く推移しました。

②要介護(要支援)認定者数

令和元(2019)年の要介護(要支援)認定者数は8,999人で、平成27(2015)年の8,549人に比べ450人(約5.3%)増加しています。介護度別でみると、要介護認定者より要支援認定者の増加率の方が高く、特に要支援2の増加が顕著となっています。

平成30(2018)年及び令和元(2019)年の見込みと実績を比較すると、認定者総数では両年とも実績が下回りましたが、介護度別では、やや減少傾向にあった要介護1が平成30(2018)年に増加傾向に転じたことから、要介護1は両年とも見込みを上回りました。

(2)介護保険サービスの利用状況

平成30(2018)年及び令和元(2019)年の見込みと実績を比較すると、一人一月当たりの利用日数・回数または利用人数について、介護サービスでは、「訪問看護」、「通所介護」、「介護療養型医療施設」が見込みより実績が上回り、特に、「訪問看護」の利用が増加しております。

また、介護予防サービスでは、「訪問看護」、「通所リハビリテーション」が、見込みより 実績が上回りました。「訪問看護」については、理学療法士、作業療法士や言語聴覚士によ る機能訓練を受ける利用が増加している傾向にあります。

令和元(2019)年度の実績では、介護老人福祉施設と特定施設入居者生活介護の利用が、介護サービス費用額全体の42.3%を占めています。近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加し、これらが多様な介護ニーズの受け皿となっている状況も踏まえ、設置状況や利用状況等を分析し、各サービス量の見込みを立てる必要があります。

(3) 事業の円滑な運営のための取組

①苦情処理・相談体制の充実

第6期と比較して相談件数はやや増加傾向にあり、利用者以外に事業者からの相談も増えています。利用者が安心して介護保険制度を利用できるよう、引き続き介護保険相談員が、事業者や地域包括支援センター等と連携を図りながら、迅速かつきめ細かな対応を行うことが求められます。併せて、利用者に対しては、介護保険サービスの適切な利用に関して理解を深めてもらうため意識啓発を図っていく必要があります。

②情報提供の充実

情報提供の充実として、様々な媒体を通じて介護保険制度や介護保険サービスに関する 情報の周知を行い、情報提供の充実を図りました。

若年層に対する制度等の周知として、「マンガでわかる介護のお仕事」を区立中学2年生に配布しましたが、今後、配布対象の拡大や職場体験の事前学習以外の活用の機会を増やす等、介護保険制度や介護職への関心を高める工夫をさらに進める必要があります。

区立中学で貸与されているタブレット端末を活用した制度周知等については、仕組みや 内容について検討した結果、費用対効果の面から実施には至りませんでした。改めてニーズ 等を見極めた上で、他の代替方法も含めて検討を行う必要があります。

③介護事業者における人材確保と育成の支援

介護人材の確保については、渋谷就労支援センターしぶやビッテ、ハローワークと連携 し、「福祉のしごと相談面接会」や「介護施設のツアー面接会」のほか、これから介護の仕 事を始めようとする人を対象とした「介護に関する入門的研修&おしごと相談会」を実施 し、就労支援を行なっています。

また、介護事業所向けに人材育成研修を実施し、専門的スキルやマネジメントスキル等を 学ぶ研修を行うほか、利用者、その家族とのコミュニケーションの取り方や、事業所に対す る苦情等の対応等も研修を通して支援します。育成研修については、参加率の向上が課題で あり、周知方法や日時・場所・研修メニューの選定を見直し、参加者増を目指します。

令和 2 (2020)年度からは地域密着型サービス等の事業所に対し介護職員の宿舎を借り上げるための費用の一部を助成する介護職員宿舎借り上げ支援事業を開始し、活用を進めることで介護人材の確保と定着に向けた取組を広げていきます。

(4)介護保険に係る負担の軽減

①介護保険料の軽減

「公費による保険料軽減の強化」については、消費税率が10%に改定されたことによる低所得者層の負担を軽減するため、令和元(2019)年度より公費を投入して、住民税非課税世帯である第1段階~第3段階の年間保険料を軽減しました。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって世帯の主たる生計維持者の収入に一定以上の減少があった方等を対象に、保険料の減免を行なっています。

「渋谷区介護保険料個別減額制度」については、区独自の減額制度として生計が困難な方を対象に実施しており、介護保険料の通知と一緒に案内チラシを同封しています。

②利用者負担の軽減

所得が一定水準以下の被保険者に対して、利用料負担を軽減する「渋谷区介護保険サービス等利用者負担額助成制度」、「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担額助成制度」、「施設サービスにおける食費・居住費の軽減」、「社会福祉法人等による軽減」、一時的に大きな利用料負担が生じた被保険者に貸付を行う「高額介護サービス費等貸付制度」を設け、低所得層の利用者負担の軽減を実施しています。

「渋谷区介護保険サービス等利用者負担額助成制度」については、継続的に年間約700件の支給があります。各軽減制度には、所得や預貯金等の基準があるため、毎年、しぶや区ニュースに軽減制度の内容を掲載し、利用者に周知するとともに、事業者説明会で軽減制度の説明を行い、事業者への周知をしています。

(5) 事業の適正化

①要介護認定の適正化への取組

要介護認定を認定調査基準に基づき適正に行うため、学習会を開催しました。平成30(2018)年度は施設調査員、令和元(2019)年度は調査委託事業所調査員を対象に、調査項目定義の理解や特記事項の記載方法について講義し、また、必要に応じ調査に同行して、指導及び調査票の添削指導を行いました。

今後も、調査員個々の調査能力向上・維持、また、調査業務指導者育成の取組を進めていきます。

②介護給付適正化への取組

利用者に対する適切な介護サービスの提供や不適切な給付を防止するために、「ケアマネジメントの適正化」、「事業者体制及び介護報酬請求の適正化」、「介護給付費通知」といった介護給付適正化事業を行なっています。

「ケアマネジメントの適正化」では、書面や面談方式のケアプラン点検の実施をしています。ケアプラン点検の内容を居宅介護支援事業所内で共有してもらうことにより、ケアマネジメント能力の向上につながりました。また、住宅改修については、改修工事前の事前審査で自立支援・重度化防止のための改修工事となっているか、書面確認のほかに電話確認や現地調査を行い、点検精度を上げ、適正な給付に取り組んでいます。

③事業者への適正な指導・監査の実施

実地指導については、令和元(2019)年度は26回実施しました。今後も事業者に対して適正な給付費請求やサービス提供を促していく必要があります。

④福祉サービス第三者評価の促進

「福祉サービス第三者受審経費助成」については、必要とする事業者に対し経費助成の案内を行い第三者評価の定着を図っています。「福祉サービス第三者評価の普及」については、事業者説明会等において、第三者評価を受けることを促し普及に努めています。